

令和3年（ネ）第605号 安保法制違憲訴訟控訴事件

控訴人 築城昭平 ほか

被控訴人 国

意見陳述書

（裁判所が果たすべき役割について）

2022年5月26日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 森永 正之

1 はじめに

今年の2月末から、ロシアによるウクライナの侵攻のニュースを見ない日はありません。

21世紀にもなって、侵略戦争、しかもロシアのような大国が、他国に直接侵攻するとは誰も思っていなかったのではないのでしょうか。「まさか」というのが多くの人の偽らざる感想ではないかと思います。

その後、ロシアは、東部方面、南部方面、そして首都キーフ（キエフ）に向けて侵攻しました。その過程で、当初は軍事施設を攻撃するとしていましたが、その後は無差別攻撃を繰返し、攻撃対象は軍事施設に限られていません。病院が攻撃され、マンションやビル、ショッピングセンターにミサイルが撃ち込まれています。戦闘員ではない一般市民にも多大な犠牲が発生しています。ロシアが撤退した地域においては、多くの一般市民が虐殺されていると報道されています。加えて、チョルノービリ（チェルノブイリ）及びザボロージャ原子力発電所に攻撃を加え、また、あろうことか核兵器使用を含めた威嚇を行っています。

私たちは、この様子を新聞で、テレビで、インターネットで毎日ほぼリアルタイムで目にします。

21世紀になっても、各地で紛争が起こっておりますが、ここまでリアルタイムで情報に接することはなかったのではないかと思います。

そして、私たちが毎日接しているウクライナの様子はかつて、被爆者をはじめとした戦争体験者の本件訴訟の控訴人らが体験したものと同じです。原風景ともいえます。本件控訴人らが体験した様子は、今回提出した原爆被爆記録写真集等（甲B134～136の3号証掲載の写真のとおりです（なお、長崎では、これらの写真や証言については、小学校の平和学習や社会科見学で普通に目にするものです。）。）。

本件控訴人らは、これらの原風景を背景に、このような悲惨な戦争を起こしてはならない、加害者にも被害者にもならない、そう考え、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした憲法前文や、戦争の放棄・軍備及び交戦権の否認を定めた憲法9条を支えに生活し、日々の生活で実践してきたのです。

また、「防衛フェリー ～民間船と戦争～」（甲B138の1）で示されているのは、民間人が過去に戦争（第2次世界大戦及び湾岸戦争）に巻き込まれてきたこと、そしてこれからも巻き込まれるであろうことであり、新安保法制が日本国民にもたらしている戦争の危機の実態を浮き彫りにしています。

加えて、「戦場から見た憲法9条」（甲B137の1）で示されているのは、集団的自衛権を行使したときの自衛隊の姿です。

これらの映像資料に示される、加害する立場そして被害に遭う立場にならないというのが、控訴人ら全員に共通した思いであります。

2 新安保法制の成立

ところが、集団的自衛権の行使を認めることを中核とする新安保法制が、安倍政権の下、平成26（2014）年7月1日に閣議決定され、翌平成27（2015）年9月19日、強行採決により国会で成立しました。

この新安保法制については、この間、大多数の憲法学者から違憲であるとの声を上げられ、日弁連及び各弁護士会では会長声明が発出され、普段は物を言わない元最高裁長官を含む元裁判官、元内閣法制局長官も「違憲である。」と意見表明を行い、国会前にも多くの市民が違憲であるとの声を上げました。

にもかかわらず、新安保法制は強行採決により国会で成立してしまいました。

しかし、この集団的自衛権の行使を認めることを中核とする新安保法制は、憲法に違反するのです。しかも、一見明白な憲法違反があることが明らかです。

3 訴訟の提起とこれまでの結果

そこで、私たちは、新安保法制が違憲であることを明らかにすべく、裁判を起すことにしました。三権分立のもと、違憲立法審査権の行使を権限とする裁判所に希望を託して、です。

2016年（平成28年）4月の東京地裁での提訴を皮切りに、全国で22の裁判所に25の裁判が提訴されました。長崎でも被爆者や戦争体験者、被爆2世を中心に、2度にわたり提訴を行いました。原告の数は、全国で7699人となり、代理人弁護士も1685人に上ります。

実は、原告や弁護団員もいろいろなスタンスの方がいます。個別的自衛権の行使や自衛隊は合憲だという人もいれば、違憲だという人もいます。また、集団的自衛権の行使も認めてもよいが、憲法改正によるべきであるという方もいます。けれども「憲法改正を行わずして集団的自衛権の行使を認めることは許されない、憲法違反である。」この一点で一致しているのです。

しかしながら、これまでの地裁判決及び高裁判決は、全て原告らの請求を棄却

するものでした。

しかも、すべての判決で私たちが求める憲法判断は避けられています。新安保法制は一見明白に違憲無効であるにもかかわらず、意図的に「新安保法制についての憲法判断を回避」されているのです。

もちろんその直接的な理由は、私たちが主張する「平和的生存権・人格権・憲法改正決定権が国賠法上保護された権利又は法的利益に当たらず、その侵害がない。」というものです。

しかし、その具体的理由が問題であり、その全ての裁判所が、「新安保法制の成立やそれによるその後の自衛隊の増強、増強された自衛隊と米軍等との共同訓練の推進・発展・深化」等をもってしても、「国による戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為が可能となり、これにより、わが国や日本国民が、他国等による武力攻撃やテロリズムの対象とされる具体的な危険はない」というのです。

そのことは原審でも同様であり、「本件口頭弁論終結時において、本件各行為の影響により、そのような事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず、原告らの主張する事由は抽象的なものにとどまるといわざるを得ない。」

(27頁)と判示しているのです。

しかしながら、これは本当にリアリティをもった判断なのでしょうか。

4 新安保法制施行後の自衛隊の変容と米軍の一体化、政策の変化について

そのためにはまず、新安保法制施行後の自衛隊の変容と米軍の一体化、政策の変化について理解しなければなりません。それは、政治による違憲状態の既成事実化、憲法破壊の進行と言ってよいでしょう。

私たちは、子どもの頃から、「日本は『専守防衛』の国である。」と教わってきました。

ところが、新安保法制施行後は、他国防衛が本質の集団的自衛権の行使ができ

るようになり、これに伴い自衛隊は装備の面でも、行動・訓練の面でも変容しており、さらに米軍との一体化が進み、政策にも変化があります。

その最たるものが、敵基地攻撃能力の議論です。本件の原告でもある元海上自衛官の西川さんによれば、防衛兵器の射程は200kmとのことでした。そうすると、これよりも射程の長い兵器は防衛目的を超えた兵器と言えます。

現実には、先ほど有馬弁護士が述べたように日本は事実上の基地攻撃能力を保有しているところ、岸田首相は、政府が保有の検討を進める敵基地攻撃能力に関し、自国への攻撃に限らない考えを示唆しています。

しかしながら、相手国が何もしていない状態で敵基地を攻撃（近時は指揮系統もとなっています。）するのは、どうみても先制攻撃であり、他国への侵略行為となります。もしかしたら、何かの兆候を見つけて、という議論もあるかもしれませんが、例えば、現在行われている北朝鮮のミサイル発射実験を見れば分かるように、事前に察知することはできていません。そうすると、察知できないまま攻撃をすることになりかねないのです。

さらには、どのようなケースを念頭にしているのかよくわかりませんが、安倍元首相は、日本にアメリカの核兵器を配備し、日本とアメリカが共同で運用する仕組みである「核シェアリング」＝「核共有」について議論すべきと発言しました。しかしながら、これもまた平和主義と深く関連する国是である「非核三原則」に反します。また、NATOで想定されているのは、たとえば冷戦時代の西ドイツがソ連の侵攻を受けた場合、西ドイツに侵入したソ連軍の部隊に反撃し、せん滅するために使うというような想定というケースとのことでした。そうすると、安部元首相は、日本国内で核兵器を使うことを前提にしているようです。まるで広島、そして私たち長崎の被爆による惨状がなかったかのごとき言動です。このようなことを発言すること自体、被爆者を中心とする控訴人らを愚弄し傷つけるものです。

その軍事力増強や政策の変化が近隣諸国との緊張関係をかえって高めていま

す。このことは、中国の反応や、今回のロシアのウクライナ侵攻、これを受けてのスウェーデン・フィンランドのNATO加盟に関するロシアの対応をみても明らかです。

また、アメリカは常に戦争をしている国です。いまの自衛隊の装備の増強と訓練の動きをみれば、いずれ近い時期に米国等と共同して、どこかの国との間で戦闘を開始し、または、武力を行使しそうな気がしますし、軍事的緊張のもと、何らかのハプニングでそのようなことが起きるかもしれません。

その場合に起きるであろう出来事は、正確には予測できません。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻からも明らかなように、米軍基地がある佐世保市は攻撃対象になるでしょうし、海上自衛隊の艦船を常に数隻新造、修繕している三菱重工長崎造船所がある長崎市も攻撃対象になる可能性が高いといえます。私たちの頭上をロケットが飛び交うのです。三菱重工長崎造船所に近い付近の地図と写真を添付します。長崎地裁も比較的近いところにあることが分かります。

そこで、問いに戻ります。これまでの裁判所は、「本件口頭弁論終結時において、本件各行為の影響により、そのような事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず、原告らの主張する事由は抽象的なものにとどまるといわざるを得ない。」と述べていますが、裁判所は、本当にそのような危険性の判断を適切に行うことができるのでしょうか。

今回のロシアのウクライナ侵攻でもあきらかなように、軍事の専門家でも難しい危険性の判断を、裁判所ができるとも思えません。

5 裁判所が行うべき判断

では、このような場合、裁判所はどのように判断すべきでしょうか。

私たちが、準備書面（30）や同（35）で述べたように、社会の関心事に対しては、仮に事件の解決に不可欠でなくても、必要に応じて憲法判断に踏み込むのが今日の最高裁判例の立場です。というのも、最高裁平成27年の再婚禁止期間判決や夫婦同姓規定合憲判決は請求を棄却しましたが、その結論を出すのに、わざわざ法律の憲法判断を行う必要がないからです。そして、憲法秩序維持も裁判所に課された役割です。

そうだとすれば、裁判所は、新安保法制のように立法当初から憲法違反と言われている法律については、国家賠償法上の違法性や損害よりも先に法令の憲法適合性を先に判断すべきですし、また、そのように判断することが許容されるのです。

そして、その判断の当たっては、青井教授が準備書面（35）において明らかにしたように、日本国憲法は軍事について権限を分配していないこと、憲法9条が国民の自由や人権との関係で、どのように位置づけられるかを検討する必要があります。日本国憲法は、実際に権利や自由への侵害が生じてしまってからでは遅いからこそ、侵害が生ずる一步手前の段階で、そのような個別具体的侵害が生じることを防ぐための手段として、憲法前文と9条をもうけています。侵害の手前で制度的に自由を確保することが憲法で選択されたのです。たとえてみれば「防火壁」のようなものなのです（甲B133・69ページ）。

もし、この「防火壁」を壊すような国家行為であっても、伝統的な意味での具体的な権利侵害行為が生じていないから裁判所が取り扱えないというのでは、「手遅れになってからでないと扱えない」といわんばかりであり、具体的権利侵害が生じる一步手前で防いで自由を確保するという制度の根本目的ないし趣旨が没却されます。それは、結局のところ、人権保障という司法の果たすべき役割を放棄することになりかねません。

また、長谷部教授も、先ほど有馬弁護士が述べたように、いったん政府が集団的自衛権の行使を行うなどして、原告らを含む多くの国民に膨大で甚大かつ不可逆的被害が発生する危険性がある場合には、そうした結果の発生を確実に予測し得ない場合であっても、予防＝事前配慮原則にのっとり、国賠法1条1項における違法性を認定すべき十分な理由があるとしています。この考え方は、青井教授の「防火壁」の考え方と共通する面があります。

以上のように、必要に応じて憲法判断に踏み込むのが今日の最高裁判例の立場であること、「防火壁」を壊すような国家行為であるかどうかについて裁判所は判断可能であること、そして、予防＝事前配慮原則の観点からすれば、憲法が定める司法権の役割を果たし、国民の裁判を受ける権利を充足するために、本件では、裁判所は、このような点を考慮に入れて、憲法判断をなすべきですし、許容されるのです。加えて、裁判所が違憲判断をしても、あとは国会にボールを投げ返すだけですから、裁判所が構える必要はありません。

6. 終わりに

私たちが求めるものは、端的に集団的自衛権の行使を認めることを中核とする新安保法制が違憲であるとの裁判所の判断です。

その判断を十分に行うためには、控訴人らの「人証申出に対する意見書への反論書（令和4年4月20日付け）」記載の通り、控訴人らが主張している「事実」の確定が必要かつ重要であり、控訴人らが申請しているすべての証人及び原告に対する尋問が必要です。

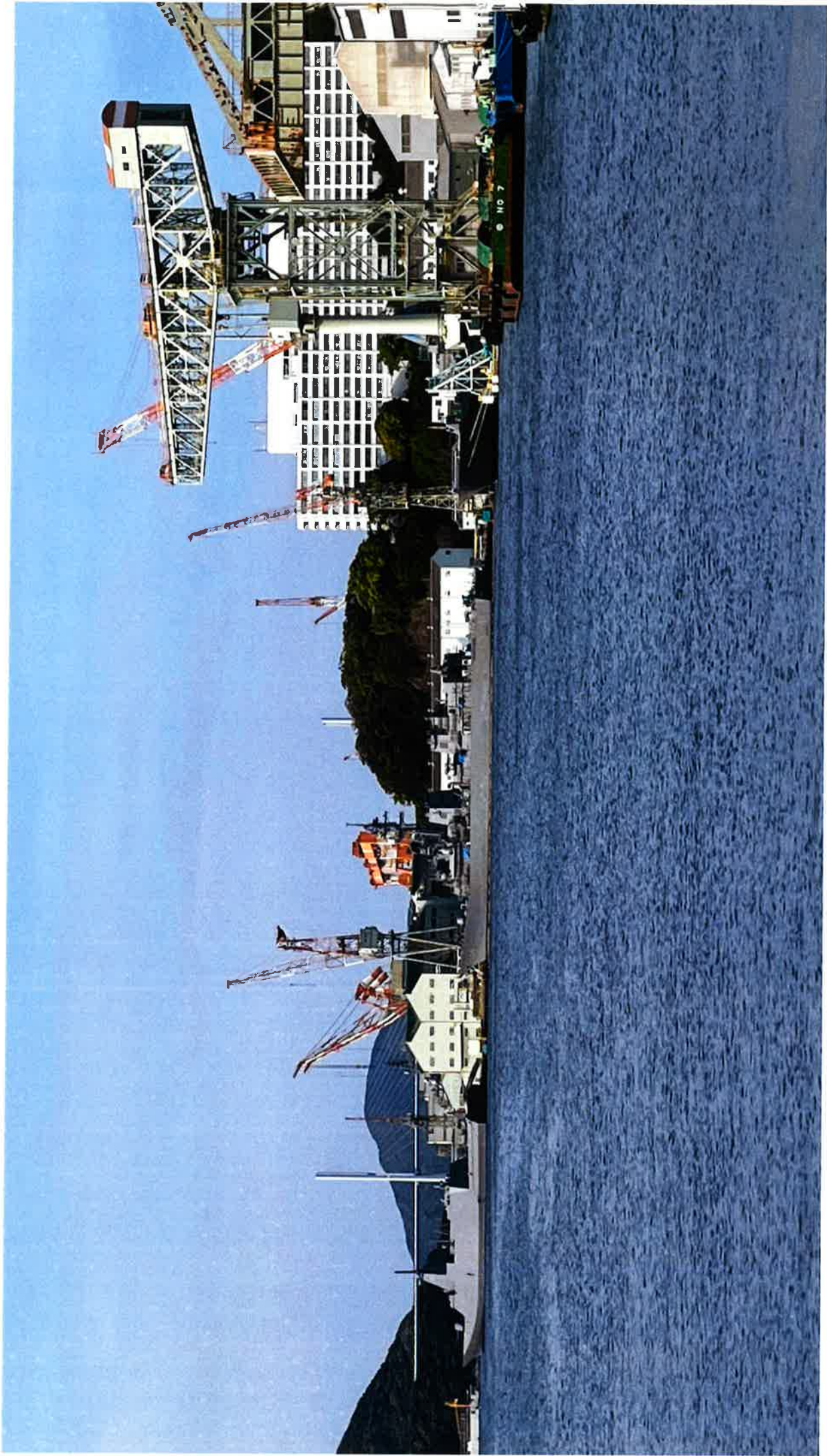
裁判所におかれては適正な判決を言い渡し、政治で進む憲法破壊に対して、司法がストップをかけることを期待します。

以上

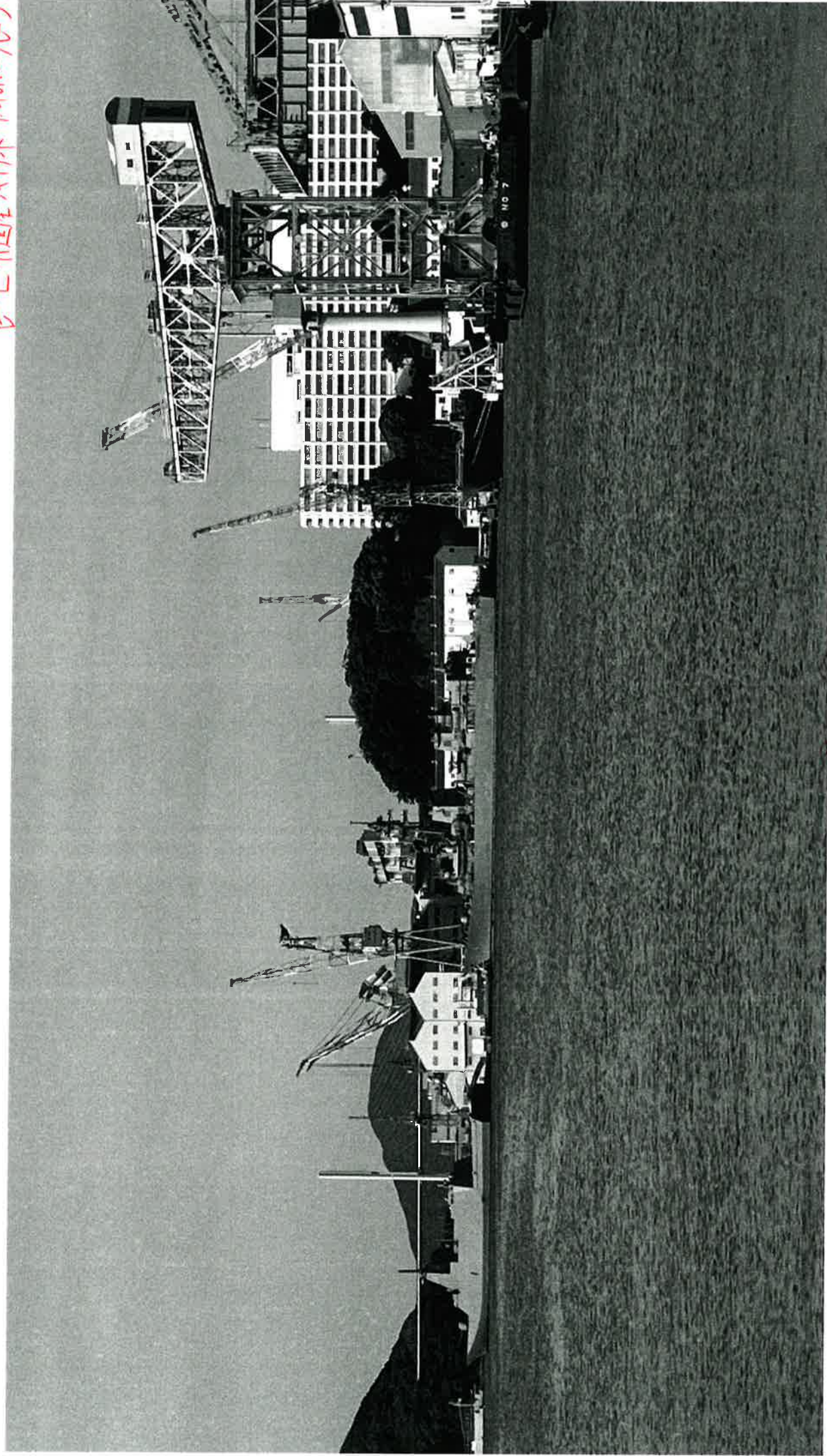


なほアゲル・舟定 早夏には。
ここに 自研アゲル 鑑船 が 写っている。

早夏は 2022年4/6
撮影者 森永正之



世界遺産サイト・パルマ・クルー



③

②

① 新製護衛艦「七海」
22 4/28 引渡